

**タイ王国
会計法執行支援
最終報告書
要約**

平成18年1月
(2006年)

独立行政法人 国際協力機構
経済開発部

経済
JR
06-021

序文

日本国政府はタイ国政府の要請に基づき、同国における会計法執行に関する行政キャパシティ向上のために必要な開発調査を行うことを決定し、独立行政法人国際協力機構(JICA)がこの調査を実施しました。

JICAは監査法人トーマツにより構成される調査団(団長: 関川正氏)を2004年1月から2005年12月の間、11回にわたり現地に派遣しました。調査団はタイ国政府関係者との協議、民間の関係者との意見交換、ワークショップの開催等を実施し、ここに本調査報告書完成の運びとなりました。

この報告書がタイ国の会計法執行ひいては民間セクターの健全な発展に寄与するために広く活用されること、また両国の友好関係の強化に貢献することを願います。

最後に、この調査にご協力、ご支援いただいた関係の皆様から心から感謝いたします。

2006年1月

独立行政法人国際協力機構
理事 伊沢 正

2006年1月

独立行政法人国際協力機構
理事長 緒方 貞子 殿

伝 達 状

タイ王国会計法執行支援最終報告書を提出いたします。

本報告書は、貴機構が調査団を通じて実施した商務省企業開発局への技術協力の結果をまとめたものであり、タイ国会計実務の向上に関するタイ国政府並びに関係諸機関への調査団の提言も含んでおります。

タイ国の会計制度は着実な進展を遂げていますが、制度の運用に関しては不十分な点が多く認められます。調査団は、タイ国の会計実務がタイ国政府並びに関係諸機関の努力により、着実に向上していくことを信じて疑いません。本報告書が政府の政策の遂行にいささかなりとも参考となることを願う次第です。

本調査の遂行にあたり、貴機構並びに日本国の政府及び民間諸機関の各位より多大なるご指導とご協力を賜り、深く感謝いたします。

また、企業開発局をはじめとするタイ国関係諸機関に対し、その好意的なご協力に関して、厚く御礼申し上げます。



タイ王国会計法執行支援 総括団員
監査法人トーマツ 公認会計士
関川 正

タイ国会計法執行支援
最終報告書 要約

目 次

1. 調査の概要	1
1.1 調査の目的	1
1.2 調査範囲	3
2. 現状分析、調査の成果と提言	4
2.1 DBD の機能	4
2.2 会計記録者の経済能力開発制度	11
2.3 中小業にサービスを実施する会計事務所	13
2.4 会計に関する制度・政策	15
3. 総括－会計でタイの中小企業を強くする	18

略語表

BBS	(商務省企業開発局) 企業監督課
B/K	会計記録作成者 (会計法に基づく有資格者を指す)
CPA	公認会計士
CPD	継続的能力開発制度
DBD	(商務省) 企業開発局
FAP	会計職連盟
IASB	国際会計基準審議会
IFRS	国際財務報告基準
JICA	独立行政法人国際協力機構
SEC	証券取引委員会
SET	タイ証券取引所
SME	中小企業
TAS	タイ国会計基準
XBRL	eXtensible Business Reporting Language

1. 調査の概要

1.1 調査の背景

(1) 会計・監査制度の重要性

会計・監査制度の整備は、企業体質を強化し、投資環境を改善することを通じて経済発展の基盤を形成する。特に、開発途上国にとって重要な外国投資を呼び込むためには、信頼できる会計・監査制度の存在が不可欠である。1997年のアジア経済危機は、会計・監査制度の充実が持続的な経済発展の前提であることを示し、韓国における会計基準の全面改訂、インドネシアにおける会計士資格制度の改革など、アジア諸国が会計・監査制度の改革に取り組む契機となった。タイにおいても、経済危機後、会計基準の全面的な改訂などの改革が進められた。

会計の目的は、①経営者が自らの経営する企業の状態を正しく理解し、企業を健全に経営するため（自己目的）、②債権者や投資家が企業の状況を適切に理解し、融資・投資の意思決定に役立てるため（外部目的）、の2つに大別される。中小企業（SME）の会計においては、自己目的が、大企業の会計においては外部目的がより重要視される。大企業、特に上場企業の会計の健全化は資本市場の発展にとって欠かせないものである。また、SMEにおいても会計の健全化は、健全な経営を促すこと、銀行融資を円滑化することを通じて、企業の発展、ひいては経済発展に大きく寄与する。タイ国の雇用の半数を占めるSMEを会計の健全化を通じて強化することは、雇用の安定・拡大を通じ、「人間の安全保障」を高めることに資するものである。

(2) タイの会計・監査の現状と問題

タイでは2000年に会計法が全面改訂され、2004年に会計職法が施行された。また、会計基準、監査基準に国際基準を全面的に取り入れるなど、制度の整備は着実に進展している。タイの会計・監査制度は、原則としてすべての会社が公認会計士の監査を受けた上、財務諸表を政府に提出するという世界で最も厳しい内容を含むものである。

しかし、制度の運用に関しては、不十分な点が多く認められる。例えば、民商法及び会計法に違反し、約半数の法人が財務諸表を政府に提出していない。非常に厳しい

制度上の建前に対して、実態が大きく乖離していることが、タイの会計・監査における最大の問題であろう。

このような実態と制度の乖離は **SME** で特に顕著である。**SME** の財務諸表は、公認会計士の監査を受けているにも係らず、金融機関にあまり信用されておらず、**SME** への円滑な資金供給に十分役立っていない。その理由として、**SME** の経営者は会計を単なる義務と考え経営に活用しようという意識が希薄である点が指摘されている。

(3) 問題解決へのアプローチ

制度と実態の乖離を縮小し、会計が目的とする健全な企業経営、債権者・投資家の保護を達成するためには、実態を改善し制度が期待する状況に近づけることが優先されなければならない。しかし、その一方、制度を実態に合った形で見直し、より現実的なものに改めていくことも必要であろう。あまりに実態と乖離した制度は、制度を守る意識そのものを低下させる危険を孕んでいる。特に、「自己目的」を主とする **SME** の会計に対して、「外部目的」を重視して設計された大企業と同様の規定の遵守を求めることは、費用対効果の観点からも適切ではない。

本件調査は、主として前者の「実態改善」を行うために、会計・監査制度の監督機関である企業開発局（**DBD**）の機能を強化することを目的に実施された。大企業、特に上場企業に関しては証券取引所（**SEC**）が重点的に監視を行っているため、制度と実態との乖離が少ないと思われる。一方、非上場企業、とりわけ **SME** では、会計監査の形骸化や脱税が常態化していると指摘する関係者が多い。本件調査は、このように状況がより深刻な **SME** の会計の健全化に重点を置いた。また、後者の「制度の見直し」に関しても、セミナーや研修を通じて問題提起を行ったほか、調査団が必要と考える改善策を提言としてまとめた。

1.2 調査範囲

DBD のキャパシティ・ビルディングの対象として、JICA と DBD の間の合意に基づき、以下の 3 つの分野に重点的に取り組むこととした。

- 1) 会計記録作成者¹ (B/K) の継続的能力開発制度(CPD)
- 2) 会計書類審査業務の改善
- 3) 会計相談業務の改善

また、上記に関連したDBD、特にこれらの業務を直接担当する企業監督課 (BBS) の職員に対して研修を実施する他、セミナーの開催やオン・ザ・ジョブ・トレーニングの実施を通じて、DBD/BBSのキャパシティ・ビルディングを図ることとした。

上記 3 つの分野において、調査団は改善提案を作成し、その中から BBS が独力で実施することが困難な、以下の 4 つの提案に関する支援活動を中心に業務を実施した。

- 1) コンピュータ化自習教材の開発
- 2) クイック・インスペクションの導入支援
- 3) E-mailニュースレターの発行
- 4) 会計事務所の業務ガイドラインの作成

¹ 本報告書では 2000 年会計法の規定に基づく会計記録作成者の資格を有する者を指し、資格を持たずに企業の経理業務に従事するものは、「企業経理担当者」とする。

2. 現状分析、調査の成果と提言

2.1 DBD の機能

(1) 全般的事項

現状分析

会計法はその執行の権限と責任を DBD 局長に付与している。DBD の中で中心的な役割を果たしているのが BBS である。BBS の業務は、B/K の登録、会計書類審査、会計相談業務などの現業的業務が中心を占めている。例えば、BBS の正規職員 58 名中、36 名が会計書類審査を担当する部署に所属し、実質的には全員が持ち回りで会計相談業務に関与している。

DBD は各県支所に 1 名ずつの会計担当職員を置き、会計書類審査及び会計相談業務に従事させている。これらの職員は非正規職員のため、退職率が高く年間 2-3 割程度が入れ替わっている。

DBD が求められる役割は、企業の登記や財務諸表の受理と収集といった受動的なものから、中小企業の育成などの能動的なものに移行している。それを象徴的に示しているのが、2002 年 10 月に行われた企業登記局から企業開発局への名称変更である。

会計分野に関しても、DBD/BBS は、会計人材の育成、会計事務所の能力強化などの会計の向上のための施策を立案し実行する役割を求められている。また、2004 年の会計職法の施行により、DBD/BBS が実施していた既存の現業的業務の多くは、会計職連盟（FAP）に移管することが可能になった。このように DBD/BBS が新たな役割を担う前提が整い、役割の変化に対応した施策立案能力の向上が求められている。

本件調査の成果

BBS 職員に対し、中小企業の会計施策に関する研修（ワークショップ）を実施し、職員の施策立案能力・意識を高めた。また、中小企業向け会計基準、会計事務所の能力向上、財務情報の電子化、会計基準の国際化など、現在 DBD/BBS に求められている施策に関する外部向けセミナーを開催した。これらの活動への関与は、DBD/BBS 職員の施策立案能力を高めるとともに、DBD/BBS の施策立案に関する組織的能力の

向上に貢献した。会計事務所育成を担当する部署が BBS 内に設置され、BBS が独自に研修コースを開催したり、優良会計事務所の表彰制度の検討が開始されたりしていることが、組織能力の向上を示している。

地方の会計担当職員のためのコンピュータ化された自習教材を開発し、CD-ROM に格納して全 DBD 支所に配布した。今後、同職員の採用時の研修に使用し、研修の効率化が図られる見通しである。また、継続勤務中の職員の能力向上にも有効でもある他、e-learning に関する BBS 職員の関心を高める効果もあった。

今後の課題と提言

DBD/BBS の実際の業務内容は、求められる役割の変化にまだ十分に対応していない。調査団は、会計分野において政府の行うべき中心的業務は、会計の向上のための施策を立案・遂行することであると考える。B/K の登録、会計書類審査、会計相談といった企業経理担当者や企業に対して直接的なサービスを提供する現業的業務は、長期的には縮小し、会計の向上のための施策、例えば、会計事務所の能力向上、財務情報の電子化、実態に即した制度の改善などに取り組む必要がある。

現在 DBD/BBS が実施している現業的業務の縮小のためには、業務の必要性の見直し、FAP への業務の移管、IT 活用による業務効率化が有効である。また、FAP への業務の移管の前提として、FAP の機能強化が必要である。

(2) 会計書類審査業務

現状分析

DBD/BBS は、法人に会計帳簿の提出を求め、会計法への遵守状況を審査している。登記法人数約 47 万社に対して、審査担当スタッフは中央・地方合わせて 100 人程度である。その結果、審査件数は年間約 7 千件、登記法人数に対して 1-2%程度である。

このような審査業務を政府機関が一般的に実施することは、他国には例をみないタイプ独特のものであり、会計法により DBD に会計書類の審査権限が与えられている。会計法が施行されてまだ間もないことから、現在の DBD の基本方針は、罰則の付与よりも適正な会計の促進に重点が置かれている。しかし、その基本方針を実行するた

めの戦略が、DBD/BBS 内で明確に確立されていないように見受けられた。BBS の限られたリソースを鑑みるに、47 万社の審査をカバーするには、審査に関する戦略の策定と、BBS のリソースを効果的に配置するために、業務の優先順位を明確にすることが不可欠である。

調査団は、考えられうる会計書類審査の目的として以下の 3 つを想定した。それぞれの目的に対する調査団の見解は以下のとおりである。

1) 個々の企業に対する会計の改善指導

タイの企業、特に SME の会計の水準が低く、指導が必要であることは確かである。しかし、個々の企業の指導を DBD/BBS が実施することは限られたリソースからも現実的ではなく、また、政府が直接実施すべき業務とは調査団は考えていない。このような指導機能は、会計事務所に担わせる方が効果的である。

2) 企業や B/K・監査人に対するけん制

けん制効果を狙うには、現状では対象会社数が少なすぎる。DBD/BBS が会計書類審査をしていることを、多くの企業が認識する程度の高い審査頻度が必要である。

3) 悪質な違反の摘発

DBD/BBS が従来実施していた抽出方法による審査は、悪質な違反の摘発には有効ではない。悪質な違反を疑われる会社を絞り込み、疑わしい会社の審査に注力するアプローチが必要である。

本件調査の成果

調査団は、会計書類審査をタイの現状からみて意味あるものとするには、上記の想定される目的のうち、2)と 3)の 2 つが目的になり得ると分析している。それを実現するため、DBD が保有する企業財務データベースを会計書類審査に活用する「クイック・インスペクション」手法を提案し、その実行を支援した。その概要は以下のとおりである。

手順 1：企業財務データベースを活用し、財務分析手法により不自然な財務数値・比率を持つ会社を抽出（必要なプログラムは本件調査で開発）

手順 2：抽出先には質問表による簡易な審査を実施

手順3：簡易審査の結果、疑問が深まれば、会計帳簿の提出を求めるなどの詳細な調査を実施

また、BBS 職員へクイック・インスペクションの前提となる財務分析手法とプログラム操作手法の研修を実施した。

その結果、抽出方法は従前のサンプリング法から改善され、悪質な違反を行っているリスクが高い企業を、審査対象として抽出することが可能となった。しかし、DBD/BBS には、簡易審査では企業の違反を効果的に発見できないのではという懸念があり、抽出された会社に対する審査方法の簡略化が受け入れられなかった結果、審査会社数の飛躍的増加は達成できていない。

BBS ではクイック・インスペクション・プログラムを規模別、業種別、法形態別等に企業を分類することにも活用しており、BBS がその方針に基づいて行う対象企業の効果的な選定にも貢献している。

今後の課題と提言

まず、会計書類審査の戦略を DBD/BBS 内で策定し、その戦略にあった審査手法を確立することが必要である。調査団は、BBS による「個々の企業への直接指導」は、リソースの観点からも制約があると分析している。むしろ、このような指導機能を会計事務所に担わせるための施策の実行が、DBD/BBS の役割であろう。(2.3 参照)

調査団が分析しているように、会計書類審査の目的をけん制効果と悪質な違反の摘発においた場合に、それを実現させるための課題は以下のとおりである。

1) 審査法人数の飛躍的な増加

審査法人数の明確な数値目標の設定が、DBD には第一に求められる。仮に年間審査法人数の目標を 5 万社(財務諸表提出法人の約 20%)とした場合、単純に計算すれば 1 社当たりの平均審査時間を現在の 7 分の 1 に短縮する必要がある。

そのためには、調査団が提案したような質問書形式による簡易審査や審査項目の大幅な簡略化が必要である。

2) DBD 地方事務所が実施する審査に対するクイック・インスペクション・プログラムの適用

クイック・インスペクションはパイロット段階であるため、中央での審査にのみ適用された。今後地方での会計書類審査にも活用することが望まれる。BBS がクイック・インスペクション・プログラムを使い審査対象会社を抽出し、各地方事務所に通知する方法が考えられる。

(3) 会計相談業務

現状分析

DBD が本局で実施するワン・ストップ・サービスの相談コーナーの一つに会計分野があり、BBS 職員約 70 名（正規職員約 30 名、非正規職員約 40 名）が持ち回りで担当している。訪問、Web 掲示版への書き込み、電話により、年間 2 万件程度の相談がある。また、DBD 地方支所でも会計担当職員が相談に応じている。

質問内容は、財務諸表の提出や B/K 制度など会計法の規定に関するものから、特定の会計基準の適用に関するものまで多岐にわたる。質問の中には、関連する法律・通達を一読すればわかるものも多い。DBD では、頻出する質問をまとめた Q&A 集や法規集の出版（一部は Web にも掲載）も行い、会計法規・制度の広報に努めている。

会計基準の適用上の相談は、本来、会計事務所が行うものではないと思われる。このような質問が DBD に多数寄せられる理由は明確ではないが、会計事務所が質問に対する回答を別料金にすることが多く、質問者が費用負担を嫌っているためではないかと推定される。加えて、タイ国民は政府機関を信頼する傾向があり、DBD では、会計基準に関する質問への対応を行わないことは批判を招くため、外部民間企業への委託等はできないと考えている。しかし、2000 年前後にタイ会計基準が大幅に改訂されたため、新しい会計基準に関する BBS 職員の知識が十分ではない。また、会計実務に従事していない BBS 職員が、会計基準の適用上の相談に対応することは、そもそも困難な場合が多いと思われる。

本件調査の成果

DBD/BBS にとっての短期的課題は、相談業務を効率的に実施することと回答のクオリティの向上と認識し、回答の内容別に次のようなアプローチを採った。

- 1) 法規等を一読すればわかる基本的な質問事項に関しては、質問者が回答を自ら見つけ、質問をしないことが望ましい。そのためには、DBD の Web サイトで情報をわかりやすく提供し、そこへのアクセスを促すことが有効である。
- 2) 複雑な質問に対する回答の質をあげるためには、電話での質問よりも Web での質問が望ましい。電話の場合、質問のポイントが明確でないことが多いこと、回答者の事前準備ができないため、適切に回答し難い場合がある。また、Web による質問に対する回答の作成は、自動的に一種の Q&A 集が作成されることになり、効率化の観点からも望ましい。
- 3) 特に会計基準に関する質問に関しては、BBS 職員が回答に不安を持っている新しい会計基準を中心に知識レベルを上げる。

1)と 2)の実現のためには、潜在的な質問者を DBD の Web に誘導することが必要である。その目的と CPD 制度の広報の充実 (2.2 参照) のために、E-mail ニュースレターの発行を提案し、その実行をサポートした。E-mail ニュースレターは、2005 年 1 月から 9 月までに累計 14 回発行された。技術的な制約により購読者は約 500 名に留まったにも係わらず、E-mail ニュースレター発行後の 7 ヶ月間 (2 月-8 月) の累計で、電話による質問が 24%減少し、Web による質問が 72%増加する成果を挙げた。

3)の BBS 職員の会計基準に対する知識の向上のために、7つの会計基準を合計 40 時間かけて研修を行った結果、職員の相談への対応能力が高まった。

今後の課題と提言

1) E-mail ニュースレターの購読者数の増加

サーバーの増強とメールの自動送信システムの採用により購読者数を飛躍的に増加させる。6 万 9 千人の B/K を主たるターゲットと考えれば、2-3 万人程度を当面の目標とすることが考えられる。

2) 会計基準の適用上の問題に関する回答における役割分担 (長期的課題)

DBD は FAP に対して会計相談業務の充実を促し、今後相談内容に応じた役割分

担を FAP と進めていくことが望まれる。

会計基準の適用に関する企業の質問は、本来その企業に会計サービスや監査を実施する会計事務所が答えるべき問題であろう。その企業に関する知識があるため、多くの場合、DBD よりも的確に答えることが可能である。現状では、企業が追加費用を会計事務所に支払うことを嫌い、DBD へ質問している面もあると思われる。しかし、DBD が無料サービスを充実させることは、会計事務所の業務拡大を阻害してしまう恐れもある。また、会計事務所（B/K、監査人）が DBD に質問してくるケースも想定されるが、会計実務家が判らない事項に対して、会計実務に従事していない BBS 職員が的確に回答することは難しいであろう。

以上を考えると、1) 企業からの質問は会計事務所が回答し、2) 会計事務所からの質問は、経験豊富な会計実務家を起用して実施する体制が望ましい。また、2) の実施は、会計職法の趣旨に照らせば、DBD よりも FAP が実施することが適当であろう。会計法によりすべての法人に B/K の使用が義務付けられており、会計職法により B/K は FAP の会員となる（又は登録する）ことが義務付けられている。FAP が会員に対するサービスとして充実した会計相談業務を構築すれば、B/K を仲介としてすべての法人がサービスを楽しむことができる。しかしながら、FAP の機能はそのような役割を担うまでには至っていないため、DBD が当面の間、会計相談業務を継続して行い、FAP の体制強化を支援していくこととなる。

2.2 会計記録作成者の継続能力開発制度

現状分析

2000 年会計法により制度化された B/K は、現在約 69,000 人が DBD に登録している。会計法は B/K に継続して研修を受講することを求めており、2004 年 8 月にこの CPD 制度が開始された。

CPD 制度は、B/K の継続的な能力向上を促す仕組みであり、B/K 制度を機能させる重要なポイントである。CPD 制度本来の趣旨から言えば、民間の教育機関が多様な研修コースを用意し、B/K が個人の能力と興味に合致したコースを選択して受講することが望ましい。しかし、研修コースはバンコクおよびその他の大都市に集中することが考えられ、地方の B/K に対して十分な研修コースを提供できるかが懸念されている。

本件調査の成果

CPD 制度開始に先立つ 2004 年 8 月に第一次提言をまとめた。この提言のうち、e-mail や Web を活用した広報（e-mail ニュースレター）、Web による CPD 申告システムの利用、自習プログラムの実施などが DBD によって採用された。調査団は、このうち、e-mail ニュースレターの発行と自習プログラムの開発を支援し、また、CPD セミナーによる CPD 教育機関向けの広報を行った。

その結果、2005 年 11 月 7 日現在で、106 の CPD 教育機関、1,115 の CPD コースが DBD に認定されており、B/K の CPD 制度は全体としては順調にスタートを切った。また、地方での研修コース不足対策として開発された自習プログラムの実施により、全ての B/K に CPD コースの履修機会が提供される見通しである。

今後の課題と提言

1) 地方の B/K への研修機会の確保

2005 年 11 月現在、B/K の登録数で地方は 31%を占めるが、地方に所在する研修機関が実施するコース数は全体の 10%に過ぎない。また、75 県中 CPD 教育機関がひとつもない県が 59 県あるなど、地方での研修機会が不足している。CPD 教育機関にとって地方での研修開催は、受講者数、採算が不明のため実施が難しい。

地方でのコースの不足により多くの B/K が義務を満たさない場合、制度の目的が達成されない。暫定的な対処方法として、本件調査で自習プログラムが開発された。短期的には、DBD がこの自習プログラムを各地方でまんべんなく実施することにより、すべての B/K に法律上の義務である CPD の受講機会を与えることが重要である。

しかし、CPD 制度本来の趣旨から言えば、地方の B/K も多様な研修プログラムの中から個人の能力と興味に合致したコースを選択できることが望ましい。長期的には、e-learning の活用などにより、地方の B/K に対しても多様な研修機会を提供する必要がある。

2) 義務未達成者への措置

まじめにルールを守るものが損と感じ、違反が増えていくという悪循環を避けるため、今後、義務未達成者に対する適切な警告、罰則措置を導入する必要がある。

2.3 中小企業にサービスを実施する会計事務所

現状分析

SME の多くが会計事務所を利用しており、DBD が会計書類審査により直接的に SME を審査・指導するよりも、会計事務所を通じてこれらの企業の会計の向上を図ることが有効である。

タイの会計事務所の多くは、小規模で経営基盤が弱い。顧客はサービスの品質よりも価格の安さを重視する傾向が強い。また、会計事務所の適切な会計サービスの遂行が、脱税や会社財産の私的流用等をしにくくすることから、適切な会計業務を実行する会計事務所を敬遠し、自分の「言いなりに」業務を行う会計事務所を求める SME 経営者も多い。

B/K の CPD 制度により、B/K 個人が自主的に能力向上を図る基盤が確立されつつあるが、会計事務所の職員には B/K でないものも多い。また、会計事務所は組織として顧客にサービスを提供しており、高い倫理意識を保ち、適切なサービスを実施していくには、品質管理や人事管理などを含む組織レベルの能力向上が必要である。

DBD では 2002 年に初めて会計事務所向けの研修コースを開催し、2005 年 3 月の BBS の組織変更後、会計事務所の能力向上を DBD/BBS の一つの重要な施策と位置付けている。

本件調査の成果

2005 年 3 月の組織変更後、BBS が会計事務所の能力向上への取り組みを本格的に実施するようになった。調査団の協力を得て実施した以下の業務の他、優良会計事務所の表彰制度の検討や一般研修コースの開催などを行っている。

- 1) 会計事務所経営者向けの上級研修コース（3 日間）を開催し、日本の TKC²の事例を中心に紹介した。これを契機として、参加者有志による自発的活動として日本へのスタディー・ツアーが実行されるなど、会計事務所経営者による自主的な取り組みが進展した。
- 2) 会計事務所の品質向上を促すため、会計事務所業務ガイドラインのドラフトを作

²日本で組織されている会計事務所のネットワーク

成し、上記研修コースで紹介した。今後、会計事務所の品質向上のための有効なツールとなり得るものである。

今後の課題と提言

会計事務所の品質向上への自主的取組を、DBD が支援することにより継続していくことが必要である。また、個々の会計事務所の能力には限界があるため、会計事務所同士が連携し、業務管理や職員研修のためのツールの開発、会計ソフトの開発、成功事例の相互紹介等を行うことが有効である。

有効と思われる DBD の施策を例示すると以下のとおりである。

- 1) 適切なサービスを実施する会計事務所が高い評判を得て、業務が拡大する「良貨が悪貨を駆逐する」仕掛けを作る。例えば、優良会計事務所の表彰制度など、会計事務所が品質を向上させるモチベーションを持つ仕組みを作る。
- 2) 本件調査で作成した会計事務所業務ガイドラインを、タイでの事例を含めより実務的なものへと改訂し、普及を図る。
- 3) 研修コースの実施などを通じ、内外の優れた会計事務所の実務を紹介し、会計事務所同士が連携を深める「場」を提供する。

2.4 会計に関する制度・政策

(1) SME に対する会計・監査制度

現状分析

すべての法人が会計監査を受ける必要があるなど、SME に対しても非常に厳格な制度が適用されているが、その運用実態が著しく乖離している。特に以下の事実が指摘される。

- 1) 小規模企業が多く採用する登記パートナーシップの約 3 分の 2 が、財務諸表を DBD に提出していない。
- 2) 監査対象会社数約 20 万社に対して、監査を実施する公認会計士数が約 6 千人と非常に少ない。
- 3) 2000 年会計法で CPA 監査が免除された小規模パートナーシップに対して、歳入局が税務監査を義務付けたため、意図した負担軽減効果が実現されていない。
- 4) 2000 年以降に導入された会計基準の多くは、複雑すぎて SME に適用するのが困難である。従って、商務省通達により一部の会計基準の適用が公開株式会社以外には免除されている。

本件調査の成果

SME 会計基準セミナー及び円卓会議で、国際会計基準審議会（IASB）の SME 向け会計基準プロジェクトを広く関係者に紹介した。また、SME の会計・監査に関する制度や施策に関するワークショップを BBS 職員研修の一環として実施し、施策立案の参考となる事例を紹介した。その結果、DBD や FAP において IASB や他国の事例を参考に SME 向け会計基準が作成される機運が高まった。会計基準の設定権限を有する FAP は IASB のプロジェクトの終了後、IASB 基準に基づく中小企業向け会計基準を設定する意向を示している。また、DBD は日本の中小企業の会計に関する指針（2005 年 8 月公表）を参考にするため、タイ語への翻訳を進める予定である。

今後の課題と提言

- 1) 小規模企業への監査義務の免除

会計法、民商法典、歳入法典を改正し、小規模企業に対する監査を免除することを提言する。

現在、多くの国で小規模企業への監査はコスト・ベネフィットの観点から強制されていない。タイでは CPA が約 6 千人しかいないことを考えれば、監査対象法人数を減らすことは、監査の品質向上のためにも必要である。

株式会社に関する監査規定は民商法典に定められているため、小規模の株式会社の監査義務を免除するためには、会計法だけでなく民商法典の改正が必要である。また、歳入法典に基づく税務監査制度の導入が、2000 年会計法による監査義務の免除効果を減殺したように、歳入法典上の監査規定を併せて改正しなければ、実質的な意味での小規模会社の負担を軽減することはできない。

2) SME 向け会計基準の作成

SME が上場企業に焦点を当てて開発されたタイ国会計基準 (TAS) を遵守することは困難であり、SME 向けの会計基準の作成が急務である。TAS が IASB 国際財務報告基準 (IFRS) をベースに開発されていることを考慮すれば、今後作成される IASB の SME 向け会計基準を参考に、会計基準設定権限を持つ FAP が作成することが適切であろう。

(2) 財務情報の電子化と XBRL

現状分析

タイ政府は電子政府、すなわち、申請・届出や情報閲覧の電子化を進めている。財務情報分野に関する電子化の状況は以下のとおりである。

- 1) 上場企業に関しては、タイ証券取引所 (SET) で電子開示を実施
- 2) DBD に提出された財務諸表は、ビジネス・オンライン社が電子化し有料にて提供している。また、同社が電子化した情報の一部は DBD の Web にも掲載されている。
- 3) 税務申告における電子申告が開始されている。

これらの情報は XML、Word、Excel、PDF などのデータ形式が使われている。情報の二次加工が容易な **eXtensible Business Reporting Language (XBRL)** が、現在財務報告用コンピュータ言語の事実上の世界標準となっているが、本件調査前には、タイではその存在すらほとんど知られていなかった。

本件調査の成果

XBRL に関して、セミナー及び円卓会議での広報活動を展開した結果、XBRL の導入に関する活動が開始された。特に SET が高い関心を抱き、2005 年 11 月に東京で開催された第 12 回 XBRL 国際会議に 7 名の代表団を送った。

今後の課題と提言

幅広い関係者の参加を得て XBRL の推進母体を設立し、導入活動を継続する。多くの国では、その中立的立場と民間組織としての機動性から、会計士団体が中心となって XBRL の推進団体を結成している。その観点から、タイでは FAP が中心となることが最も適切と考える。DBD をはじめとする政府機関は、自らの担当分野への採用を視野に入れ、活動を財政・人的面で支援することが望まれる。

3. 総括－会計でタイの中小企業を強くする

会計制度の整備、すなわち会計法の目的は、会計実務の向上を通じて企業の健全な発展、ひいては経済の発展に資することであろう。会計法の執行責任を有する DBD は、会計法の目的を常に意識して制度を運営することが必要である。ともすれば、制度の執行そのものが自己目的化しがちであるが、制度そのものは目的ではなく、実態を改善させるための手段に過ぎない。

本件調査が重点をおいた SME に目を向けると、会計法が求める制度上の建前と実態の乖離が著しく、会計の目的である健全な企業経営と外部関係者に対する適切な情報提供からは程遠い状況である。このような状況下で制度を運用する DBD は、制度が目的とする会計実務の向上の観点から、重要かつ根本的な問題とその原因を識別し、重点的に対処することが重要である。調査団は、適切な会計が行われない最大の理由は、SME の経営者が会計を単に法律上の義務と捉え、自らの経営に活用する意識に乏しい点にあると考えている。会計は企業経営の重要なツールであり、このツールを利用して企業を強化し、ひいては経済の健全な発展を図る視点を忘れてはならない。企業経営者の意識を変えていくことは、非常に困難であるが、長期的展望を持って是非とも取りくむべき問題である。

タイの会計を担っているのは、監査人、B/K をはじめとする民間の会計人である。会計の向上は、DBD/BBS がこれらの会計人と協働することなしには果たすことができない。DBD/BBS が会計事務所の育成に力を入れはじめたことは、その観点から非常に評価できる。前述の SME 経営者の意識改革が、会計事務所が顧客を粘り強く説得することを通じて実現されることは、日本の経験が示している。

また、会計職法の施行により、FAP が職業会計人の自主規制機関として大きな役割を持つことになった。FAP がその能力を強化し、会計職法で期待される役割を果たして行くことが重要である。DBD/BBS は FAP との適切な役割分担の下、連携してタイの会計の向上に取り組むことが求められている。